

生徒会各種委員会規程

1 事務局規程

- 第1条 本規程は、生徒会規約第6条に基づいて定め、生徒会全般の会計庶務等をつかさどる。
- 第2条 事務局は、事務局長1名、副事務局長1名、生徒会長委嘱の若干名をもって構成する。
- 第3条 事務局の選出は会長が行い、事務局長と副事務局長は選出された事務局員の中から互選で決める。
- 第4条 本事務局は事務局長が主宰し、随時招集する。
- 第5条 本事務局は、生徒会の会計事務の適正かつ円満な運営を図るため、次の業務を遂行する。
- (1) 生徒会予算書・決算書の作成補助
 - (2) 会計監査への出席
 - (3) 文書の発行掲示
 - (4) その他
- 第6条 本事務局は、生徒会各組織の連絡、諸物品の保管などの適正かつ円滑な運営を図るため、次の任務を遂行する。
- (1) 帳簿の作成と記載
 - ① 会議の議事録
 - ② 役員名簿
 - (2) 連絡関係
評議委員会及び各委員会への諸連絡
 - (3) 事務局備品の管理
 - (4) 書類の整理保管
 - (5) その他

2 部活動委員会規程

- 第1条 本規程は、生徒会規約第6条に基づきこれを定める。
- 第2条 本委員会は、次の役員及び委員をもって構成する。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
(委員長が運動部ならば文化部より、委員長が文化部ならば運動部より選出する)
 - (3) 委員 各部の部長
- 第3条 本委員会は委員長が主宰し、随時招集する。
- 第4条 本委員会は次の事項を審議する。
- (1) 部活動の新設及び廃止
 - (2) その他
- 第5条 本委員会に、次の部を置く。
- (1) 文化部（美術・吹奏楽・家庭研究・伝統文化・写真・小倉百人一首かるた・商業研究・簿記・ワープロ・工業クラブ）
 - (2) 運動部（陸上競技・野球・男子バレーボール・女子バレーボール・男子バスケットボール・女子バスケットボール・サッカー・男子ソフトテニス・女子ソフトテニス・卓球・バドミントン・柔道・剣道・登山・スキー・弓道・レスリング・ホッケー）
 - (3) 校外活動部
- 第6条 部活動への参加は、原則として1会員1部とする。
- 第7条 各部には部員の互選により、部長1名、副部長を置く。
- 第8条 部長は部活動を代表し、部活動の運営にあたる。副部長は部長を補佐し、部室の管理等にあたる。
- 第9条 部活動の運営は、配当された予算内において施行する。ただし必要ある時は、当該部顧問の許可を得て、部活動費を徴収することができる。この場合、生徒会予算とは別会計とし、監査の対象とする。
- 第10条 部活動の新設及び廃止は、原則として年度末とし、部活動委員会を通じて執行委員会が発議し、評議委員会、総会の承認を得る。
- (1) 部活動の新設は、顧問の同意を得て、部活動委員会に申請する
 - (2) 連続する2学年において部員数が0人の部について、部活動委員会が、その部の解散を執行委員会に申請する。
- 第11条 入部希望者は、規定の入部願用紙にその旨を記入し、希望する当該顧問に提出する。退部する場合は、当該部長・当該顧問の許可を要する。
- 第12条 休日練習・遠征については、学校指定の服装で参加することを原則とする。

3 生活委員会規程

第1条 本規程は、生徒会規約第6条に基づきこれを定める。

第2条 本委員会は、校内外生活と交通安全の問題を自主的に解決し、よき校風の樹立と生活環境の整備を図ることを目的とする。

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため次の任務を行う。

- (1) 年間・学期・月間目標設定に関すること。
- (2) 風紀上の諸問題に関すること。
- (3) 校舎内外巡視及び交通安全に関すること。
- (4) 生徒集会及び週番活動に関すること。
- (5) その他本委員会の目的達成に必要なこと。

第4条 本委員会は、各HRより選出された2名でもって構成し、うち1名は校内生活部、1名は交通安全部担当とする。委員長・副委員長は委員の互選で決める。

- (1) 委員長 (校内生活部) 1名
- (2) 副委員長 (交通安全部) 1名
- (3) HR選出委員 各クラス2名

第5条 委員長は本委員会を統轄し、定期委員会及び必要に応じて会議を召集する。

第6条 委員は、校内生活部・交通安全部を構成し、次の任務を行う。

- (1) 校内生活部
 - ① 週番活動及び週間目標の設定
 - ② 定期的な服装・頭髪検査の実施
 - ③ 週番日誌の記録
 - ④ その他必要事項
- (2) 交通安全部
 - ① 交通安全指導 (交通安全教室、街頭指導)
 - ② 自転車施錠点検
 - ③ 自転車置場の整理
 - ④ その他必要事項

4 応援委員会規程

- 第1条 本委員会は、生徒会規約第6条に基づきこれを定め、応援活動の万全を期し生徒会の団結を図り、選手が十分活躍できるように援助する。
- 第2条 本委員会は、各HRより選出された1名の委員でもって構成し、委員長1名、副委員長1名は委員の互選で決める。尚、委員のほかには有志の参加を含めることができる。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) HR選出委員 各クラス1名
 - (4) 有志
- 第3条 本委員会は委員長が主宰し、随時招集する。
- 第4条 応援活動には、応援委員会の指導の下で生徒会全会員があたり、統率は委員長が行う。
- 第5条 本委員会は、第1条の目的達成のため、次の業務を遂行する。
- (1) 壮行式の主宰
 - (2) 応援の練習指導
 - (3) 対外試合の応援
 - (4) 備品の管理保管
 - (5) その他
- 第6条 対外試合の応援には、校長・スポーツ文化活動後援会事務局長・生徒部長・応援団指導担当による協議を経て決定する。

5 図書委員会規程

- 第1条 本委員会は、生徒会規約第6条に基づきこれを定め、本校生徒の活発な図書館利用を促すためその運営に協力し、活動の充実をめざす。
- 第2条 本委員会は、各HRより選出された1名の委員でもって構成し、委員長・副委員長は委員の中から互選で決める。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) HR選出委員 各クラス1名
- 第3条 委員長は本委員会を統括し、定期委員会及び必要に応じて会議を招集する。
- 第4条 本委員会は次の業務を行う。
- (1) 図書館の管理・運営に関する業務
 - (2) 図書館環境整備に関する業務
 - (3) 図書館の広報に関する業務
 - (4) その他の業務

6 広報委員会規程

- 第1条 本委員会は、生徒会規約第6条に基づいてこれを定め、委員の自主的活動により広報活動を健全かつ円滑に行うことを目的とする。
- 第2条 本委員会は、各HRより選出された1名の委員でもって構成し、委員長・副委員長は委員の中から互選で決める。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) HR選出委員 各クラス1名
- 第3条 本委員会は委員長が統括し、定期委員会及び必要に応じて会議を召集する。
- 第4条 本委員会の広報活動については、有志者を認める。
- 第5条 本委員会は、第1条の目的を達成するため次の業務を遂行する。
- (1) 学校新聞の発行
 - (2) 生徒会誌の企画、発行

7 保健委員会規程

- 第1条 本委員会は、生徒会規約第6条に基づいてこれを定め、生徒の健康の維持・増進と学習環境の整備を図ることを目的とする。
- 第2条 本委員会は、各HRより選出された2名の委員でもって構成し、委員長・副委員長は委員の中から互選で決める。
- (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長1名
 - (3) HR選出委員（各クラスより2名）
- 第3条 委員長は本委員会を統括し、定期委員会及び必要に応じて会議を召集する。
- 第4条 委員は次の業務を行う。
- (1) 健康管理に関する業務
 - (2) 環境整備に関する業務
 - (3) その他の業務

8 行事实行委員会規程

- 第1条 本委員会は、生徒会規約第6条に基づいてこれを定め、生徒会の体育及び文化活動の計画立案と実施を通して会員の体育・文化水準の向上につとめることを目的とする。
- 第2条 本委員会は、各HRより選出された2名の委員でもって構成し、委員長・副委員長は委員の中から互選で決める。
- (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長1名
 - (3) HR選出委員（各クラスより2名）
- 第3条 委員長は本委員会を統括し、定期委員会及び必要に応じて会議を召集する。
- 第4条 委員は次の業務を行う。
- (1) クラスマッチの企画・運営に関する業務
 - (2) 文化祭行事の企画・運営に関する業務
 - (3) 地域行事の参加・運営に関する業務
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な業務

9 選挙管理委員会規程

第1章 総則

- 第1条 本規程は、生徒会規約第6条に基づいて定める。
- 第2条 本委員会は、各HRより選出された1名の委員でもって構成し、委員長1名・副委員長1名は委員の中から互選で決める。委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 第3条 本委員会は、選挙に関する次の事項を行う。
選挙の公示、候補者の受付の発表、選挙運動の管理、投票と開票の管理、
選挙の確認と発表、その他選挙管理に必要な事項

第2章 選挙権と被選挙権

- 第4条 会員は選挙権、被選挙権を有する。
- 第5条 有権者が選挙当日欠席する場合は、投票を認めない。
ただし、選挙期日3日前までに理由を明示し、当該クラスの評議委員を通して本委員会に届け出、その許可を得た時に限り期日前投票を認める。

第3章 選挙

- 第6条 選挙は、原則として11月から12月の間に行う。
- 第7条 選挙の公示は、選挙期日の30日前に行う。
- 第8条 選挙は、全会員が行う。
- 第9条 候補者が定員と同数の時は、信任投票とする。
- 第10条 選挙公示後5日を過ぎても立候補者がいない時は、評議委員会においてその候補者を推薦し、本人の承認を得て立候補者とする。

第4章 候補者

- 第11条 候補者資格は、会長、副会長および議長は1・2年生がこれを有する。
- 第12条 立候補者は、会員15名以上の推薦を必要とする。
- 第13条 候補者は1名の選挙責任者を必要とし、責任者は候補者に関する一切の責任を負う。
- 第14条 候補者は、立候補届出書、資格申請書、立候補推薦状を選挙期日5日前までに本委員会に届け出なければならない。また本委員会はこれを受け付け、承認し、交付し、公示しなければならない。

第5章 選挙運動

- 第15条 選挙運動の期間は、立候補届け出の日より投票前日までとする。
- 第16条 選挙運動費は本委員会が決定し、生徒会が負担する。個人の運動費は認めない。
- 第17条 有権者は、自己の支持する候補者を自己の意志に従って自由に推薦運動等の応援ができる。
- 第18条 本委員会委員及び会長、副会長の運動は認めない。
- 第19条 運動はすべて学生らしく行い、校外及び授業時間中の運動は認めない。
- 第20条 ポスター用紙は、本委員会が交付する。規定外の使用は禁ずる。破損紛失等の場合は、本委員会で審議の上善処する。
- 第21条 立会演説会は本委員会が決定し、指示管理する。応援弁士は1名とし、演説会の前日にその名前を本委員会に届け出る。立会演説会は、全会員が参加する。
- 第22条 決選投票の際、その資格を持たぬ候補者は、決選候補者に応援運動しても差し支えない。

第6章 投票

- 第23条 投票用紙は、投票場所において本委員会が交付する。
- 第24条 投票場所には投票立会人を必要とし、その選出は本委員会が行う。

第25条 投票の詳細は、本委員会の指示による。

第26条 次の場合の投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙によらないもの。
- (2) 所定の記号以外を記入したもの、または白票のもの。
- (3) 指定人員を超えて記入したもの。
- (4) 記号の確認ができないもの。
- (5) その他本委員会で無効と決定したもの。

第7章 開票

第27条 開票は、本委員会で決定する開票所で、原則として即日実施する。

第28条 開票所には開票立会人を必要とし、生徒会顧問列席のもとに本委員会が開票を行う。

第29条 各候補責任者は、候補者1名につき2名の開票立会人をつけ、選挙期日3日前までに立会人氏名を本委員会に届け出る。

第30条 有権者は開票状況を参観できるが、その場合は本委員会の指示に従わなければならない。

第31条 本委員会は、開票録を作り、開票に関する結果を記載して、開票立会人とともに署名し、投票用紙とあわせて保管しなければならない。

第32条 得票数が同数の場合、後日（本委員会が定める日）に決選投票を行う。

第33条 本委員会は、開票終了後直ちに、結果を全会員に発表しなければならない。

第8章 当選者

第34条 当選者は本選挙において、多数を得た者とし、本委員会委員長より当選証書を受ける。

第35条 各候補責任者は、選挙終了後2日以内にポスターを本委員会に返納する。

第36条 当選後、新会長は、原則として20日以内に生徒会役員名簿を作成し、次期評議委員会の承認を得なければならない。

第37条 次の行為をした者は、当選を無効とする。

- (1) 投票を依頼するために約束を強制した者。
- (2) 投票場所及び開票所において著しく秩序を乱した者。
- (3) その他本委員会の注意に反した行為のあった者。

第38条 選挙に関し異議申立を受理し、その日から7日以内に意見書を附し、評議委員会の決定を受けて、これを裁定しなければならない。

第9章 補欠選挙

第39条 当選後15日以内に欠員が生じた時は、次点者が繰上げ当選となる。

第40条 当選後16日以後に欠員が生じた時は、本規定に基づき補欠選挙を行わなければならない。

第41条 前2条適用の場合、本委員会は、その経過を3日以内に評議委員会に報告しなければならない。

10 議事運営規程

第1条 本規程は、円滑なる会議運営を図ることを目的とする。

第2条 議長は、次の権限を有する。

- (1) 議長は、会議における議事を整理し、秩序を維持する。
- (2) 発言者が会議の秩序を著しく乱して会議の品位を傷つける時は、議長はこれを制止し、または発言を取り消すことができる。
- (3) 議長は、会議の秩序を保持するため、必要に応じて傍聴者の退場を命ずることができる。

第3条 総会、評議委員会における発言は、次のようにする。

- (1) 質疑が続出して容易に終了しない時は、議長は終了することができる。
- (2) 予定時間を超過し提案者側より延長動議が提出されない場合は、議長はその会議を終了することができる。また動議が提出されて、これが出席者の3分の1以上の支持を受けた場合、会議を続行することができる。

第4条 総会、評議委員会における表決は、次のようにする。

- (1) 表決には条件を附することができない。
- (2) 議長が表決する問題を発表した後、何人も議題について発言することはできない。
- (3) 議長が表決をとる時は、問題を明示し、採決の結果を発表する。
- (4) 評議委員会の評議委員及び総会における生徒会員は、表決に異議を唱えることはできない。

第5条 総会、評議委員会においては、次の秩序を守る。

- (1) 会議の出席者は、会議の品位を重んじ、互いに敬称を用いなければならない。

11 生徒会会計細則

第1条 生徒会の会計事務の適正かつ円滑な運営を図るため、次の業務を遂行する。

1 生徒会一切の会計業務について

- (1) 生徒会に関する一切の物品購入並びに各種支払いは、予め関係顧問へ連絡し、承認を得なければならない。
- (2) 購入用紙（支払請求用紙）は、本会の所定の用紙を使用し、現金払いは学校事務職員があたる。
- (3) 物品購入後は、購入用紙を関係顧問に提出しなければならない。なお購入用紙裏面には、納品書・請求書・領収書を添えて提出しなければならない。
- (4) 計上予算以外の支払いは、原則として認めない。
- (5) 活動にあたって支障をきたす場合にのみ、品目変更を認める。
- (8) 品目変更は、請求者、関係顧問との話し合いにより認める。
- (10) 本会において、計上予算以外の緊急臨時支払いを要する時は、評議委員会の承認を得なければならない。

2 決算書について

- (1) 関係顧問は決算書を作成し、執行委員会に提出しなければならない。
- (2) 決算書は、評議委員会の監査を経て、評議委員会並びに総会の承認を得なければならない。
- (3) 会計資料について
 - ① 予算品目並びに予算金額一覧表は、各委員会、各部がそれぞれ保管すること。
 - ② 関係顧問には、各委員会、各部の予算金額一覧表を置くこと。
 - ③ 物品購入用紙、納品書、請求書、領収書等の書類は、関係顧問が保管する。

第2条 部活動旅費は、各種大会等生徒派遣規程により支給する。

第3条 年度末における各委員会、各部の残金は、次年度繰越金にあてる。

附則 生徒会各種委員会規程は、令和7年4月1日より施行する。
本規程は、令和7年12月11日に一部改正する。